

ろうきょう通信

- 労供労組協事務局ニュース・

発行: 労供労組協事務局

〒110-0003 台東区根岸 3-25-6 タブレット根岸 2F

TEL:03-5603-7880 FAX:03-5603-7265

E-mail: roukyo@union-net.or.jp

URL: http://www.union-net.or.jp/roukyo/

経過∥

4月13日(日) 第3回労供労連総会

23日(水) しごと情報ネット運営協議会

24日(木) 企業組合コンピュータユニオン理事会

25日(金) 労供労組協事務局会議

30日(水) 音楽家派遣打合せ

5月 9日(木) スタッフフォーラム運営会議

介護ユニオン連絡会

10日(土) 派遣労働ネットワーク運営会議

派遣労働ネットワーク総会

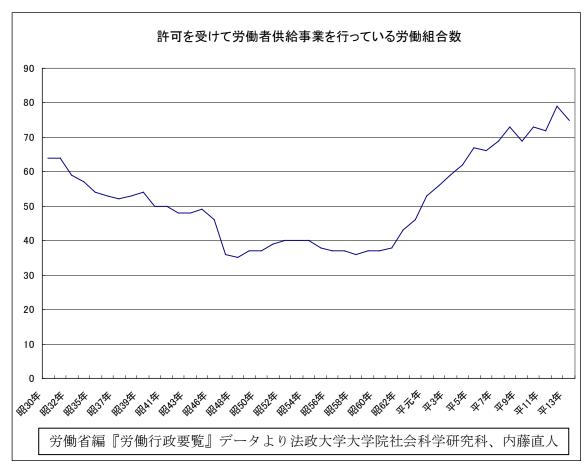
21日(水) 音楽家派遣打合せ

26日(月) 企業組合コンピュータユニオン理事会

28日(水) 日本人材派遣協会総会懇親会

労供組合の数

昭和30年時点で64組合、一番少ない昭和48年が35組合、一番多い平成12年が79組合でした。



厚生労働省要請

下記内容で6月20日(金)、午後2時より厚生労働省要請を行います。 ⇒ 要請書

- 1 労働者供給事業に関して
 - (1) 労働者供給事業法の制定について

供給・派遣の仕組は労供組合が擬制的に事業主性を確保するための手段となり、労供事業で働く雇用労働者としての権利を確保することが出来るようになった。

しかし、労働者派遣事業においては事業運営に関してさまざまな規制、派遣期間や事前面接などが有り、この派遣法に則った事業運営を行う必要がある。これらの営利事業者に対する規制は労働者供給事業者に対しては必要のないものである。そのため、本来の労働者供給事業を行うためにはそれに係わる法の制定が必要不可欠であるため、労働者供給事業法制定に向けての検討を行うこと。

- (2) 労供組合一覧について
 - 労働者供給事業を行う労働組合について、その一覧を明らかにすること。
- (3) 許可申請について

労働者供給事業の許可について労働組合単位(全国組織を含む)とすることができるようにすること。

(4) 労働者の供給について

労働者供給事業に携わる労働者を供給するとき、全国どこでも供給できるようにすること。

2 一般労働者派遣事業場に於ける労基法上の過半数労働者代表について

労基法において「賃金の一部控除(第24条)」、「労働時間の延長(32条)」、「時間外及び休日の労働(36条)」、「就業規則の作成又は変更(90条)」等、これらは重要な労働条件に関わるものである。これらの協定または意見表明を行う労働者の過半数代表者の選任について、一般労働者派遣事業場においては派遣労働者も含めて民主的かつ公平な手段で選ばれなければならない。ついては、下記の通り要請する。

- ①一般労働者派遣事業場での労基法関係上の措置を事業者が講じる場合の労働者数は、どの時点で、 どの雇用契約労働者を対象として判断するのか明示されたい。
- ②一般労働者派遣事業場に於ける労働者の過半数代表者の選出方法を具体的に明示されたい。
- ③労基署・職安所の一般派遣事業場への立入検査の際、過半数代表者の事業場内に於ける業務・身分 や選出手続きについて十分調査を行い、厳正な運用を措置されたい。
- ④上記各課題について、見解を明示し各関係機関に通達されたい。
- 3 しごと情報ネットについて

しごと情報ネットにおいて近々供給先の仕事情報が掲載されるようになる。その仕事情報の検索時に指定する「職業分類コード」が労働者派遣の「職業分類コード」をそのまま写したものになっている。これを労働者供給事業の実態に合わせた「職業分類コード」とすること。

4 東京労働局の労働出張所廃止に伴う失業保険の認定・給付業務について

日雇い労働者を担当する労働出張所の廃止は、高失業率と不況の中で、雇用の維持、窓口相談、セーフティネットの拡充など、労働出張所が各地域で求められている現状に逆行し、日雇い労働者の生活権を著しく脅かすものである。しかも、過去2年間で、本田出張所、大山出張所が相次いで閉鎖されるなかで、われわれが要求していた認定、給付業務の運用については全く改善されていない。この東京労働局の労働出張所廃止に伴うなかでの失業保険の認定・給付業務を改善すること。

- 5 東京都における労働者派遣事業適正運営協力員会議でだされた意見要望等について
 - ①社会保険、基準行政、均等行政などについて壁を設けず対応すること。
 - ②事業報告書において派遣料金とあわせて賃金の水準もわかるように資料を整備すること。
 - ③協力員制度の活性化について、派遣事業の事業所を協力員が定期的に訪問できるようにし、ヒアリングをおこなう機会を設けること。
 - ④派遣元責任者講習会に協力員が参加できるようにすること。
 - ⑤協力員名簿をホームページへの掲載すること。
 - ⑥日雇形態の派遣労働者に雇用保険、社会保険を適用すること。

新運転の派遣事業体(有)タブレット

去る5月1日、メーデーの日に新運転は有限会社タブレットの登記申請を行いました。代表取締役は 篠崎庄平新運転委員長、資本金は500万円、出資者は10名。(有)タブレットでは一般労働者派遣 事業の許可を得、自動車運転手および作業員の派遣を行います。この派遣事業を行うことで新規事業開 拓、組合員の社会保険適用、新組合員の拡大を展望しています。

なお、営業開始は8月1日を予定しています。

音楽家派遣はじまる

企業組合スタッフフォーラムでは日本音楽家ユニ

オン(以下、音楽ユニオン)と提携して音楽の演奏 家および講師の派遣を開始しました。音楽ユニオンか らスタッフフォーラムに供給して、スタッフフォーラ ムから派遣される、という供給と派遣を組合わせた仕 組みのもとでの事業です。

2月からホームページを立ち上げており、演奏の依頼や音楽家からの登録の問合せなどが数件きています。 音楽家派遣のお問合せは下記まで…

企業組合スタッフフォーラム エンターテイメント事業部 〒160-0023 東京都新宿区西新宿 7-22-18 オフィス K ビル 1F

TEL: 03-5338-7780 FAX: 03-5338-1267 e-mail: <u>music@staff-forum.com</u>

■ インターネット

URL: http://www.staff-forum.com/music/

機関紙「ろうきょう」第42号

労供労組協の機関紙「ろうきょう」第42号ができました。今週には皆さんのお手元に届くと思います。「ろうきょう」はホームページでも見れます。下記 URL をご覧下さい。

URL: http://www.union-net.or.jp/roukyo/kikanshi/

アンケートへのご協力ありがとうございました

「労働者供給事業に関するアンケート」へのご協力ありがとうございました。5月26日(月)現在で15事業所からご回答を得ました。金沢大学大学院社会環境科学研究科の佐藤飛鳥さんの集計結果が出ましたら、この紙面でお知らせいたします。

お願い

各組合におけるニュース等、何かありましたら事務局、横山(電話:03-5603-7880、

E-mail: mailto:namito@union-net.or.jp) まで随時お知らせください。よろしくお願いいたします。